

「化学経済」誌の特集「化学物質管理の最新動向」の 日化協記事にみられる事実誤認の是正を望む

2015年7月
星川欣孝

1. はじめに

化学工業日報社が刊行する「化学経済」誌の6月号に「化学物質管理の最新動向」と題して次の5件の特集記事が掲載された。

- 1) 化学品管理規制の最新動向と産業界の取り組み
日本化学工業協会化学品管理部 徳重諭部長、安永正部長、庄野文章常務理事
- 2) 製造業における化学物質管理政策の現状と今後の展開
経済産業省製造産業局化学物質管理課
- 3) 化学物質管理に関する国際的な動向
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課 上田健二
- 4) 成形品（アーティクル）の化学物質管理について
さがみ化学物質管理(株) 林宏代表取締役
- 5) 電気電子製品における化学物質管理について
キャノン環境統括センター 古田清人所長

化学物質管理の最新動向に関してこのような特集記事をこの時期に掲載した意図は明らかにしていないが、日本化学工業協会（日化協）の記事は他に比べて内容的に特徴がある（日化協, 2015）。すなわち、表題に「化学物質管理」でなく、「化学品管理規制」を用いている点と、内容として ICCA（国際化学工業協会協議会）の世界的協調活動である「レスポンシブル・ケア（RC）世界憲章」と「グローバルプロダクト戦略」に関する最近の取り組みを取り上げている点である。

しかし日化協の記事には、1970年代以降の化学物質管理の適正化に係る国際的な協調活動の事実関係や1990年代の日化協のレスポンシブル・ケア活動の実態を反映していない誤った記述が数多くある。そのため、化学物質適正管理に係る世界の取り組みについて読者に間違った認識を与えうるリスクが危惧される。それらの記述と疑問点は、1から6の事例として後で述べるが、まず、それらに共通する国際的な協調活動や日化協のレスポンシブル・ケア活動の実態の要点を示す。

2. 1970年代からの化学物質管理の適正化に係る国際協調活動

化学物質の適正管理のあり方に関する1970年代からの国際協調活動は、第I期と第II期に分けることができる。第I期は1970年代から1992年のUNCED（国連環境開発会議）の開催までであり、その間にOECD（経済協力開発機構）が中心になって化学物質のリスク評価とリスク管理に関する国際的に調和した方法論を確立する活動および確立した方法論に基づく高生産量（HPV）化学物質の初期評価の化学産業界を交えた取り組みが行われた。そしてそれらの活動の成果として、化学物質を包括的にリスク評価してリスク管理する法制（化学物質総合管理法制ともいう）が、日本を除く主要なOECD加盟国に普及し、日本を除く主要国の化学産業界は化学物質総合管理法に基づく取扱物質のリスク評価とリスク管理の技術に習熟した。

なお、OECD が初期に確立した化学物質のリスク評価とリスク管理の方法論は、その実施が理事会決議によって加盟国に要請されたが、その主な要件をまとめると表 1 のとおりである（星川他, 2015）。つまり、OECD の化学物質適正管理に関する国際協調活動は、当初から、化学物質の製造、使用、廃棄を含めた全ライフサイクルにわたる人と環境に対する悪影響の一元的なリスク評価に基づくリスク管理であった。

表 1 1970 年代に OECD が確立した化学物質の包括的なリスク管理の主な要件

1. 化学物質および化学製品の輸入、生産および販売の統計データを整備する。
2. 化学物質の上市前に、人および環境に対するハザードを包括的に評価する。
3. 化学物質管理には複数の省庁が関係している。そのため、新たな評価手続き等を設定する際には、関係省庁間の調整を図り、統合的アプローチを採用する。
4. 化学物質リスク評価の合理的な実施手続きとして、最初にスクリーニング評価（労働者、消費者、一般市民、環境生物）を行って詳細評価の対象となる物質を選別する段階的取り組みを採用する。
5. 化学物質の人および環境に及ぼす影響をスクリーニング評価する最小データセットを確立する。（* OECD は当初、新規化学物質に適用する MPD（上市前最小データセット）を確立し、後にそれを高生産量（HPV）化学物質に適用する SIDS（スクリーニング情報データセット）に発展させた）
6. 化学物質の人および環境に対する潜在的影響の判定に必要なデータの作成と評価の責務は、産業の管理責任の一部とする。
7. 各国が保有する評価データおよび審査結果の受容性を高め、国間の相互受入れを可能にする。

そして第Ⅱ期は、1992 年の UNCED の開催から 2006 年の ICCM（国際化学物質管理会議）の開催であり、その間の活動の主な目的は第 1 期に OECD が確立した化学物質の包括的なリスク評価・リスク管理制度を世界の各国に普及させて、化学物質の流通の世界的な拡がりに伴う人と環境に対する悪影響のリスクを最小化することであった。

一方、1990 年に設立された化学産業界の世界的な協議体である ICCA は、1995 年 12 月に会員のレスポンシブル・ケア活動の調和に資するために、“Principles for Risk Based Decision Making” と題する見解書を公表した。日化協も日本語版を作成して会員だけでなく関係省庁にも配布した。この見解書において ICCA は、化学物質のリスクに関する公共政策が次の事項に重点を置くべきことを主張している。つまり ICCA も、活動の当初から化学製品を含めた化学物質管理の原則は適正なリスク評価とリスク管理であることを公言していた。

- 1) 政府、産業界およびその他関係者の協力
- 2) 社会、経済、環境の 3 つの要素全てを考慮した適正な判断に基づくリスクの優先順位付け
- 3) 科学的に適正なリスク評価方法の使用
- 4) 予防的アプローチを取り入れた費用対効果の高いリスク管理
- 5) 政策の社会面に常に配慮するための一般大衆の参加

3. 1990 年代の日化協のレスポンシブル・ケア活動の実態

日化協記事の執筆者は、2012 年の日化協レスポンシブル・ケア協議会の活動停止以降の状況に基づいて執筆していると推測される。しかし、ICCA の近年の世界協調活動である「レスポンシブル・ケア（RC）世界憲章」や「グローバルプロダクト戦略」に関する日化協の取

り組みを正しく理解するためには、1990年代に日化協がレスポンシブル・ケアやプロダクトステewardシップの活動にどのように関わってきたかを認識しておく必要がある。

これに関する資料として、日化協が作成した「日化協の環境・安全管理への取り組み - 化学物質総合安全管理の推進 - 」と題する報告書がある(日化協, 2008)。その報告書によれば、日化協は1995年に「日本レスポンシブル・ケア協議会」を設立したが、その設立趣意書にレスポンシブル・ケア活動の意義や活動について次のように述べている。

「レスポンシブル・ケア活動は、“化学物質の全ライフサイクルに渡って環境・安全を確保する自主活動”であり、その柱は企業責任者による“実施の公約”であります。・・・

いまや世界に、主導的地位を占めつつある我が国の化学産業は、世界の化学産業の一員として、いっそうの信頼性の向上に注力し、我が国のみならず国際社会に貢献するためにレスポンシブル・ケア活動を推進する必要があります。

そこで、社団法人日本化学工業協会は、ICCAの提唱するレスポンシブル・ケア活動の実施を公約する営利法人により構成される「レスポンシブル・ケア協議会」(仮称)を設立し、協議会は会員のUNEPへの登録を始め、協議会会員の活動に基づいて我が国におけるレスポンシブル・ケア活動の実施状況を国内外の社会に示し、化学品の国際取引に支障を来さないようにする等、日本レスポンシブルケア・ケア協議会規約に基づいた活動を行うものであります。」

しかも、協議会の設立に先立って、会員のレスポンシブル・ケア活動の協調性を確保するための体制整備として、1994年にはレスポンシブル・ケアの実施に関する基準・指針の抜本的改訂を行い、さらに、基準・指針に係る個別管理事項に関して具体的な細目を規定する個別指針を策定することとした。

例えば、最近の日化協の課題でもあるプロダクトステewardシップに関しては、「レスポンシブル・ケアの実施に関する基準」の5.2.3項に「使用における「環境・安全」の確保」として各関係者の使用状況において生ずる問題の解決を図るため関係者を支援することを規定し、その個別指針として、1995年に「化学製品流通に係る総合安全管理の指針」を策定した。しかも、この個別指針に基づく社内管理体制の整備に関するアンケート調査が、レスポンシブル・ケア協議会会員の97社とその他日化協会会員企業を対象に1998年に実施されている。

4. 日化協記事の読者に間違った認識を与えかねない記述等の事例とその疑問点

「化学経済」誌の特集における日化協記事において読者に間違った認識を与えかねない記述およびその他2件の懸念される記述と疑問点について、それらに対する日化協からの反論の表明を期待しつつ、以下に列記する。

(1) 読者に間違った認識を与えかねない記述の事例

事例1 (11頁右欄7~13行目): 「ここ(*2002年の持続可能な発展のための世界首脳会議)でリスクベースでの管理が方法論として明言され、かつ化学物質の使用についても言及された点は画期的である。これは従来の危険有害性(ハザード)を有する化学品は極力ゼロにするというハザードベースでの考え方とは一線を画すもので、「排除から活用」へのパラダイムシフトである。」

疑問点: この記述は、化学物質管理の適正化に係る国際協調活動が第I期の1970年代のOECDの取り組みの時点から「リスクベース」であったこと、およびWSSDの実施計画がUNCEDのアジェンダ21第19章の「リスクベース」の取り組みを延長するものとして策定された事実を全く無視している。つまり、国際的な考え方の基本は、1970年代のOECDから今日まで一貫してリスクベースであり、WSSDにおいてその基本は何も変わっていない。

こうした事実を踏まえれば、WSSD を論拠に「排除から活用」へのパラダイムシフトであるとする見方は、全くの見当違いであると言わざるを得ない。日本を除く世界は元々そうなのである。

事例 2 (12 頁右欄下 1～次頁左欄上 9 行目):「これらの法令 (* 中国、韓国、台湾の最近の化学物質管理法) はいずれも REACH と同様の包括的な化学品管理手法を取り入れている。東南アジアにおいても GHS の導入を中心とした化学品管理規制の整備が進んでいる。今後、世界的に REACH の原則 “No Data, No Market”、リスク評価に基づく管理および製品中の化学物質管理が定着していくと考えられ、各企業はこれらの動きを的確に把握し、適切に対応していくことが求められる。」

疑問点: 中国、韓国、台湾の最近の化学物質管理法が REACH 規則と同様の「包括的な」化学品管理手法を取り入れている」という見方には同意する。しかし、日化協記事の表 1 において日本の化審法の改正が「既存化学物質を含めた包括的な化学物質管理制度の導入」であるという記述における「包括的な」が韓国、台湾等の管理法における記述の「包括的な」と同じ概念であるというのであれば、それは誤りである。

「包括的な」化学物質管理とは、1970 年代に OECD が確立した前掲の表 1 に示す「化学物質の包括的なリスク評価、リスク管理」の要件を満たす管理体系でなければならない。今次の化審法改正のように、新規化学物質だけでなく既存化学物質も規制の対象に加えたことを「包括的」というのであれば、それは国際的に通用する用法ではない。しかも、化審法が未だにリスクベースの法律でないことは、新規化学物質の届出義務者は最初の一社だけで、用途の変化があっても届出の必要が生じないことから明らかである (星川他, 2015)。このような状況のままでは、日本の産業界の国際競争力に支障が生ずることも危惧される。

事例 3 (14 頁左欄 9～18 行目):「日本の企業は最近までこのような情報提供 (* 顧客への製品の安全性情報提供) は製品価値の低下につながると懸念し、ややもすれば開示に消極的であったが、むしろその製品のリスクに関する情報をより多く入手し、共有することにより適切な対応を如何に図るかのほうが重要な時代となってきている。」

疑問点: この記述の前半部分は、レスポンシブル・ケア活動の重要な要素であるプロダクトステewardシップの取り組みを日化協が RC 協議会の時代から軽視してきたことを自認したに等しい言い方である。加えて、日化協が 1998 年に実施したアンケート調査によると、かなりの RC 協議会会員企業は「化学製品流通に係る総合安全管理の指針」に基づく社内体制を整備していた。つまりこの事例は、日化協がそのような事実を全く認識していないことを裏付けている。

事例 4 (14 頁右欄上 2～13 行目):「日化協では GPS/JIPS の推進体制を (* 2012 年 12 月に) 整備し、会員企業を中心に GPS/JIPS の一層の普及に向けて、リスクアセスメントガイダンスの発行や導入レベルから応用レベルまでの各種セミナーを開催、あるいは推進キャンペーンの実施等の諸活動を精力的に展開している。それらの効果もあり、日本企業からの GPS/JIPS 安全性要約書のアップロード数は堅調に増加しており (図 1 参照)、日本の化学企業の中でリスクベースの化学物質管理が確実に根付きつつあることが実感される。」

疑問点: 特集記事の図 1 は「日本の化学企業の中でリスクベースの化学物質管理が確実に根付きつつあることが実感される」と言えるものでなく、むしろその逆に解釈すべきものである。つまり、図 1 には GPS/JIPS 安全性要約書のアップロード件数とアップロード企業数が経年的に図示されていて、前者の件数は 2014 年 6 月に頭打ちであり、後者の件数は 2012 年 10 月以降 30 数社から 40 社程度に増えているに過ぎない。

日化協の会員企業がどの程度レスポンシブル・ケア活動を誠実に実施しているかは

GPS/JIPS を実施している会員企業の比率によって評価されるべきであるとの観点からみれば、1998 年の RC 協議会設立時の会員企業数（97 社）の半分にも満たない実施企業数の現状は、会員企業にさえもレスポンシブル・ケアやプロダクトシュチュワードシップの活動の意義が十分に浸透していないことの表れであると評価するべき状況である。

事例 5（17 頁左欄上 12～21 行目）：「欧米では前述のプロダクトシュチュワードシップや GPS/JIPS（* 欧米企業も GPS/JIPS？）を企業戦略の一環として明確に位置付けている企業も多く、これを巧みに営業活動や投資家対策に適用している実態もある。グローバルコンペティションの中で日本の化学産業はこれまで培った安全対策技術や収集情報等を積極的に活用するとともに発信し、製品の安全確保に加えて市場での企業としての信頼性を確保していくことが求められる。」

疑問点：欧米の化学企業がレスポンシブル・ケアやプロダクトシュチュワードシップの活動を企業戦略の一環として明確に位置付けていることは、1990 年代の国際協調のレスポンシブル・ケア活動の当初から明らかであった。日本の取り組みとの最大の違いは、レスポンシブル・ケア活動の実施を各国化学工業協会の会員資格条件にしていることおよび欧米の先進国が OECD の理事会決議に呼応して化学物質総合管理の法制を整備していることであった。したがって、日化協の会員企業がレスポンシブル・ケアやプロダクトシュチュワードシップを企業戦略の一環に位置付けて国際競争力の維持向上に資するようになるためには、日化協が会員企業に対するレスポンシブル・ケア活動等の位置付けを欧米並みに強化すること、および日本政府に対して化学物質総合管理法制への変革を強く要請することである。

なお、事例 5 の後半部分の安全対策技術や収集情報等の積極的な活用に係る記述は、それらの活動が会員企業のレスポンシブル・ケア活動の一環として行われるべきことを注記しておく必要がある。

事例 6（17 頁右欄 13～20 行目）：「情報公開は透明性を確保する上で非常に重要であるが、この透明性と CBI（* 営業機密情報）のバランスを取った対応が求められる。化学物質を CAS 名称等の正確な化学名で特定できることは重要であるが、リスクの最小化のためには必須というのではなく、今後化学品の特定手段として、一定の慣用名や商品名あるいはコード名での情報提供を検討していく必要がある。」

疑問点：化学物質が国内においてどのように製造・使用され、その過程における人と環境に対するリスクがどのように管理されているかの情報を国民の各層が共有することの重要性は、当然ながら、日本においても高まっている。また、CBI の保護に関して欧米先進国の化学物質総合管理の法制においては、事業者が行政当局に提出する情報の公開について企業機密情報を公開しないようにする手続きを明確に規定している（星川他, 2015）。

企業にとって重要なこのような事項は、化学物質管理の法制において明確に規定するのが民主的な法治国家の常道である。ところが、日本の化学物質管理に係る取締法制では、事業者の機密情報の保護に関する規定を設けることができない。

このような現状を踏まえて事例 6 の記述を読むと、日化協の記述は誰に対する意見の陳述であるかが不明である。そのため単に、身内で愚痴を漏らし合っている程度の価値しかない。日本の政府、とりわけ経済産業省を相手として特定し、どのような措置を講ずるべきかについて具体的に提言しなければ、現状の改善は望むべくもない。

（2）その他 2 件の懸念される記述

1) 日化協記事は表題に「化学品管理規制」という用語を使用しているが、この特集記事の中で「化学品」という用語を敢えて使用する必然性は見当たらない。

しかも、日化協は「化学品」を誤った使い方を使用している。例えば、記事の書き出し

で、「化学品管理は、国連の WSSD 2020 年目標達成に向け、国際機関を中心に各国、各地域政府および産業界等によって活発に取り組まれている」と述べているが、この場合の「化学品」が適切でないことは、化学物質を取り扱う作業員や化学製品を使用する消費者にとって必要な情報が、化学物質への曝露によってどのような健康影響を受けるかであることを考えれば自明である。国際会議における人と環境に対する悪影響の話題は、あくまでも化学物質をベースに論議され、化学物質への曝露のリスク管理とリスク対策が検討される。

2) 日化協記事の 14 頁左欄下 20~15 行目の「法規制との関係の観点では、国の政策も GPS も「環境・安全・健康」の確保を目指すという目的は同じである。法規制と相まって、GPS の展開によって SC 全体でリスクが十分に低減できれば、法規制と自主管理との“最善の合わせ技”の一例となるであろう」という記述は、日化協の自主管理活動の対象とする範囲が狭いことやそもそも日本が法治国家であることを蔑にした言い方であり、かつ、製品中の化学物質に関して事業者が実施すべき対策を社会各層の利益を平等に配慮すべき中央官庁の経済産業省が遂行していることの言訳を無批判に受け入れている結果であるとしかねない無責任な記述である（経産省, 2015）。

日化協のレスポンシブル・ケアの取り組みは、前述したように、国民が信頼できるような実績を伴っていない。ましてや、日化協以外の化学産業界だけでなく、化学物質に関連する他の産業の化学物質の適正管理を代表するようなものでもない。そのような一業界の狭い自主活動が時代遅れの取締法的な縦割り規制法と両輪になれば、国際的に通用する体制になると自慢しても、いまや国際的な標準になっている欧州連合（EU）の REACH 規則に代表されるような化学物質の総合管理法制に比肩しようもなく、虚しい言葉であると言わざるを得ない。

5. おわりに

20 年遅れであるとはいえ、プロダクト stewardship がレスポンシブル・ケア活動の中核であり、かつ、化学企業の重要な企業戦略・経営戦略であることに気付いたことや CBI の重要性に言及したことなどは、これまでにない重要な進展である。そしてこの記事が、役所と一心同体的な行動様式から日化協が離れる道を半歩とはいえ踏み出しつつあることを示唆しているとするれば、今後が期待されるところである。

日化協は、化学物質の管理に関して、世界に対して日本を代表する立場にあるだけでなく、国際競争力の維持向上のために社会の他部門を先導すべき立場にある。それゆえ、日化協の認識の水準がどれほどであるかが正に問われている。かつて日化協の RC 活動の始動に関わった者として、ここに指摘する見解が論破されることを祈念しつつ、日化協の方々にはこの「論議の輪」に反論を投稿していただき、その存在感を社会に示されることを切に期待する。

参照資料：

1. 日化協 徳重諭、安永正、庄野文章：「化学品管理規制の最新動向と産業界の取り組み」、化学経済 第 62 巻第 7 号, p.11-17, 2015.6
2. 星川欣孝、増田優：化学物質総合管理による能力強化策に関する研究（その 22）- 化学物質管理の国際合意への対処に内閣主導は不可欠 -、化学生物総合管理 10(2): 4-24, 2015
3. 日化協 化学物質総合安全管理センター：日化協の環境・安全管理への取り組み - 化学物質総合安全管理の推進 - および - 参考資料 -、2008 年 6 月
4. 経産省 製造産業局化学物質管理課：「製造業における化学物質管理政策の現状と今後の展開」、化学経済 第 62 巻第 7 号, p.18-22, 2015.6